



平成 3 1 年 2 月 2 2 日  
門 司 税 関

## 不正薬物の押収量が 100 キロ超えを記録！！

- ・ 海上貨物による 100 キログラム超の覚醒剤密輸入事犯を摘発
- ・ 福岡空港の覚醒剤押収量が過去最高（約 12kg）を記録

～ 平成 3 0 年の門司税関における関税法違反事件の摘発状況等について ～

### 1 不正薬物

◇ 不正薬物の密輸入事犯の摘発件数は 20 件（前年比 167%）、  
押収量は約 114 キログラム（前年比約 132 倍）

#### [覚醒剤事犯]

- 摘発件数は 11 件（前年比 11 倍）、押収量(\*)は約 113.4 キログラム（前年比 全増）であり、摘発件数は過去最高を記録し、押収量も大幅に増加した。  
\*薬物乱用者の通常使用量で約 378 万回分、末端価格にして約 68 億円に相当
- 仕出地は、台湾 3 件、中国・韓国・アメリカがともに 2 件、タイ・カンボジアがともに 1 件であった。
- 中国来海上貨物を利用した覚醒剤 100 キログラム超の密輸入事犯を摘発。
- 福岡空港における摘発件数は 6 件、押収量は約 12kg で押収量が過去最高を記録した。

#### [大麻事犯]

- 摘発件数は 6 件（前年比 150%）、押収量は約 630 グラム（同 273%）であり、摘発件数の増加とともに押収量が大幅に増加した。
- 仕出地は、アメリカ 3 件、オランダ・ベルギー・ハンガリーがともに 1 件であった。
- ベルギー来国際スピード郵便物を利用した大麻草 501.78 グラムの密輸入事犯を摘発。

#### [麻薬事犯]

- 摘発件数及び押収量は、MDMA が 1 件（前年比 全増）で約 0.3 グラム（同 全増）、その他の麻薬が 2 件（前年比 2 倍）で約 0.2 グラム（前年比 7%）であり、全体として摘発件数は増えたが、押収量は大幅に減少した。
- その他の麻薬は、ともに「*レゼルギン酸ジエチルアミド*」（通称：LSD）を含有する紙片であった。
- 仕出地は、MDMA は香港、LSD はアメリカ及びドイツであった。

#### [指定薬物事犯]

- 摘発件数は 1 件（前年比 17%）、押収量は約 4.8 グラム（同 1%）で、件数・押収量ともに前年と比べ大幅に減少した。
- 航空機旅客による密輸入事犯で、仕出地は香港であった。

## 2 社会悪事犯に係る摘発状況 物件別摘発件数及び押収数量

年 別 物件別	26年	27年	28年	29年	30年	前年比
<b>(1) 不正薬物</b>						
覚醒剤 (件)	8	3	4	1	11	11倍
(g)	153,479.48	1,587.68	103,780.53	微量	113,401.97	全増
大麻 (件)	1	5	4	4	6	150%
(g)	491.46	612.57	234.69	231.07	630.95	273%
大麻草 (件)	1	0	3	3	3	100%
(g)	491.46		234.65	5.07	501.84	99倍
大麻樹脂(件)	0	5	1	2	3	150%
(g)		612.57	0.04	226.00	129.11	57%
MDMA (件)	0	0	2	0	1	全増
(g)			478.60		0.31	全増
(錠)			17			
その他麻薬 (件)	1	6	2	1	2	200%
(g)	2.97	200.11	8.24	3.01	0.20	7%
向精神薬 (件)	0	0	0	0	0	—
(錠)						
指定薬物 (件)	—	41	7	6	1	17%
(g)	—	801.57	130.50	629.86	4.81	1%
その他 (件)	0	0	1	0	0	—
(件)						
合 計 (件)	10	55	20	12	20	167%
(g)	153,973.91	3,201.93	104,632.56	863.94	114,038.24	132倍
(錠)			17			
<b>(2) 銃砲</b>						
銃 砲 (件)	1	1	0	1	0	全減
(丁)	1	1		1		
実 包 (件)	0	2	1	0	1	全増
(発)		6	6		1	全増

- (注)
- ・ 当関が摘発した密輸入事犯の他、警察等他機関が摘発した事件で、当関が関与した事件を含む。
  - ・ 大麻樹脂は、大麻樹脂の他、その他の大麻製品を含む。
  - ・ 平成29年において、1事件で大麻草と大麻製品を押収したので大麻の合計件数と内訳件数は一致しない。
  - ・ 平成30年において、1事件で覚醒剤とその他麻薬を押収したので不正薬物の合計件数と内訳件数は一致しない。
  - ・ その他麻薬は、麻薬及び向精神薬取締法に規定される「麻薬」でMDMA以外のものを計上。
  - ・ 平成30年の「その他麻薬」は、「リゼルギン酸ジエチルアミド(通称:LSD)を含有する紙片」。
  - ・ 指定薬物は、平成27年4月1日に関税法上の「輸入してはならない貨物」に追加された。
  - ・ 平成30年の数値は速報値である。

## 3 不正薬物以外

- イギリス来海上貨物による実包1発の密輸入事犯を摘発した。
- マレーシア来航空旅客による偽造クレジットカード32枚の密輸入事犯を摘発した。
- 中国来クルーズ船旅客2名による偽造在留カード4枚の密輸入事犯を摘発した。
- 中国来国際郵便物を利用した商標権侵害物品の密輸入事犯を2件告発した。

(参考)

門司税関における不正薬物の密輸形態別摘発件数

(件)

形態別	年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年		
							前年比	構成比
航空機旅客等による密輸入		6	3	4	3	10	333%	50%
国際郵便物を利用した密輸入		2	50	13	8	8	100%	40%
商業貨物等を利用した密輸入		1				2	全増	10%
	航空貨物等							
	海上貨物等	1				2	全増	10%
船員等による密輸入			2	3	1		全減	
合計		9	55	20	12	20	167%	100%

(注) 航空機旅客等には、航空機乗組員を含み、船員等には、船舶旅客を含む。また、商業貨物等には、別送品を含む。

※平成26年の不正薬物の合計件数10件と相違があるのは、1事件で覚醒剤と大麻を同時に押収した事件があるため。

門司税関における覚醒剤の密輸形態別摘発実績

(上段：件、下段：g)

形態別	年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年		
							前年比	構成比
航空機旅客等による密輸入		6	3	2		6	全増	55%
		8,617.08	1,587.68	2,814.95		11,930.10	全増	10%
国際郵便物を利用した密輸入		1				3	全増	27%
		168.40				972.87	全増	1%
商業貨物等を利用した密輸入		1				2	全増	18%
		144,694.00				100,499.00	全増	89%
	航空貨物等							
海上貨物等		1				2	全増	18%
		144,694.00				100,499.00	全増	89%
船員等による密輸入				2	1		全減	
				100,965.58	微量		全減	
合計		8	3	4	1	11	11倍	100%
		153,479.48	1,587.68	103,780.53	微量	113,401.97	全増	100%

(注) 航空機旅客等には、航空機乗組員を含み、船員等には、船舶旅客を含む。また、商業貨物等には、別送品を含む。

#### 4 摘発事例

##### 【事例①】中国来海上コンテナ貨物を利用した大量覚醒剤密輸入事件を摘発

平成30年5月、門司税関・福岡県警・七管海保・関東麻取等の合同捜査により大阪税関南港出張所に輸入申告された、中国仕出の海上貨物に対する税関検査により、段ボール箱14箱に隠匿された

**覚醒剤 100,499グラム**

を発見、摘発した。



##### 【事例②】航空機旅客による覚醒剤密輸入事件を相次いで摘発

平成30年7月、福岡空港税関支署において、台湾から福岡空港に到着した台湾人男性旅客2名に対する携帯品検査により、同人らの腹部及び大腿部等に隠匿された

**覚醒剤 1,925.03グラム 及び 2,029.27グラム**

**合計3,954.30グラム**

を発見、摘発した。



### 【事例③】 ベルギー来国際郵便を利用した大麻密輸入事件を摘発

平成30年5月、福岡外郵出張所において、ベルギー王国から差し出された国際スピード郵便物に対する郵便物検査により、

#### 大麻草 501.78グラム

を発見、摘発した。



### 【事例④】 航空機旅客による偽造クレジットカード密輸入事件を摘発

平成30年6月、福岡空港税関支署において、マレーシアから福岡空港に到着したマレーシア人男性旅客に対する携帯品検査により、同人の財布、キャリーケース内のズボンポケット内等に隠匿された

#### 偽造クレジットカード 32枚

を発見、摘発した。



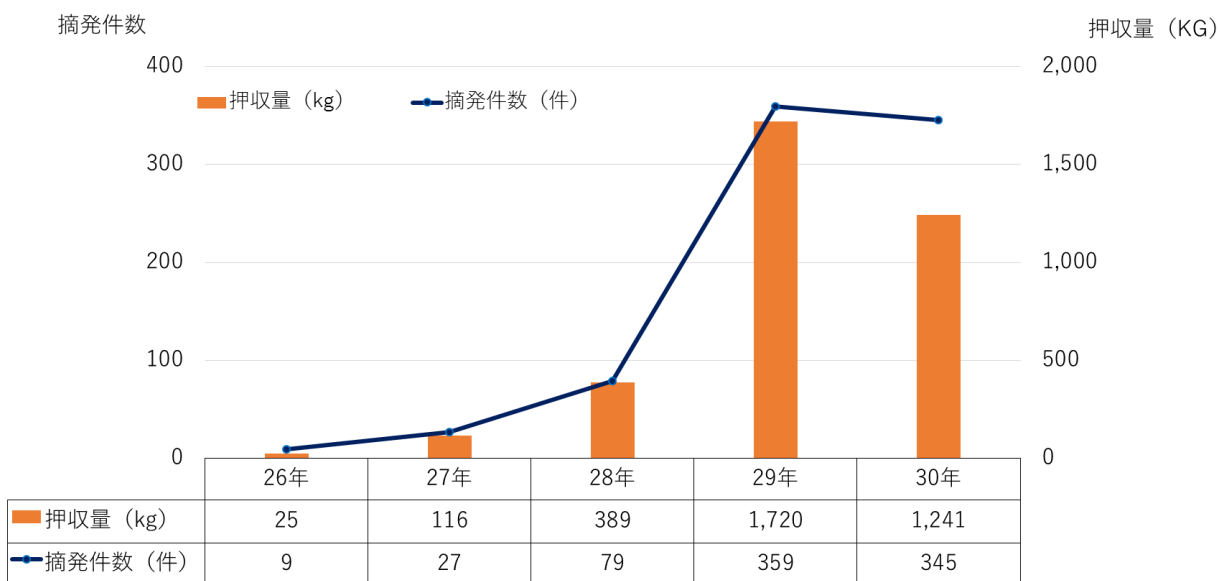
## 5 金地金に係る摘発状況等

### (1) 概要

平成 30 年に門司税関が摘発した金地金(\*)密輸入事犯の件数は 345 件 (前年比 96%)、押収量は 1,241 kg (前年比 72%) と、押収量は減少したものの、件数は前年とほぼ同数であり、依然として極めて深刻な状況となっている。

(\*) 金地金には、金塊に加えて一部加工された金製品も含む。

門司管内における金地金事犯の摘発件数と押収量



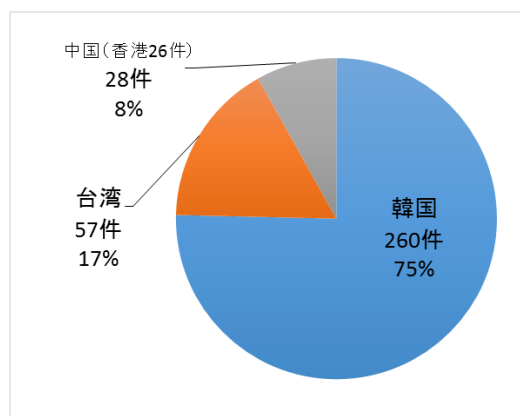
摘発した事犯を密輸形態別にみると、そのほとんどが航空機旅客による密輸入事犯 (約 99.4%) であった。

また、仕出地別では、韓国が全体の 75% を占め最も多く、次いで台湾、中国 (香港を含む。) となっている。

密輸形態別摘発状況

密輸形態	摘発件数(件)	押収量(kg)
航空機旅客	343	1,240
船舶旅客	2	1
合計	345	1,241

仕出地別摘発状況



## (2) 摘発事例

### 【事例①】

#### 福岡空港における韓国人密輸グループらによる組織的な金地金密輸入事犯を摘発

平成30年2月、運搬役の韓国人男女3組計7名が福岡空港を利用して密輸した  
**金地金 36塊 (合計重量約36キログラム、鑑定価格171,658,751円)**  
**これに対する消費税及び地方消費税ほ脱額13,731,500円**  
を摘発、押収するとともに、この事件に関与した密輸グループの韓国人男性5名を摘発した。

その後の調査により、平成29年10月に運搬役の韓国人男女5組11名が密輸入した

**金地金 60塊 (合計重量約60キログラム、鑑定価格275,686,175円)**

**これに対する消費税及び地方消費税ほ脱額22,054,500円**

の事件に関与した密輸グループの韓国人男性2名及び日本人男性1名を摘発。

さらなる継続した調査により、平成30年2月に運搬役の韓国人男女2組5名が密輸入した

**金地金 24塊 (合計重量約24キログラム、鑑定価格114,695,788円)**

**これに対する消費税及び地方消費税ほ脱額9,175,200円**

の事件に関与した密輸グループの韓国人男性5名及び日本人男性1名を摘発した。



## 【事例②】

### 宮崎空港における韓国人密輸グループらによる組織的な金地金密輸入事犯を摘発

平成30年9月、宮崎空港出張所において、韓国から宮崎空港に到着した韓国人女性旅客に対する携帯品検査により、同人携行の財布、水筒内に隠匿された

**金地金 3塊（合計重量約3キログラム、鑑定価格12,703,429円）**

**これに対する消費税及び地方消費税ほ脱額1,016,100円**

を発見、摘発するとともに、この事件に関与した密輸グループの韓国人男性2名を摘発した。



### 〔参考資料〕 門司税関における関税法違反事件の犯則態様別処分件数

		26年	27年	28年	29年	30年	前年比	構成比
告 発	禁制品輸出入事犯	15	18	22	15	22	147%	58%
	関税ほ脱事犯	0	0	0	0	0	-	-
	無許可輸出入事犯	5	4	2	14	15	107%	39%
	ぞう物犯	0	0	0	0	1	全増	3%
	その他秩序犯	0	0	0	0	0	-	-
	計	20	22	24	29	38	131%	100%
通 告	禁制品輸出入事犯	4	25	27	7	4	57%	1%
	関税ほ脱事犯	1	5	0	2	2	100%	1%
	無許可輸出入事犯	18	26	44	134	268	200%	98%
	ぞう物犯	0	0	2	0	0	-	-
	その他秩序犯	0	0	0	0	0	-	-
	計	23	56	73	143	274	192%	100%



問合せ先 門司税関 税関広報広聴室  
TEL 050-3530-8333